

相談室だより (米の山) 2007年8月

担当：米の山病院 MSW 渡辺

8月に入り毎日暑い日が続いていますが、皆さんは夏バテしていませんか？
さて今回の相談室だよりは、6月に引き続き生活保護について書いていきたいと思います。



～級地制度とは～

皆さんは級地制度という言葉聞いたことがありますか？級地制度とは生活保護法第8条第2項に基づき、地域における生活様式や物価差による生活水準の差を生活保護基準に反映させることを目的とした制度で、全国を3級地に分けてさらにその中で区分を2つに分けることによって、地域の差をなくすといった制度です。1級地が高く3級地になるほど低いということになります。例えば、物価が高い東京などは1級地-1(区分)になり私達が生活している大牟田では2級地-2(区分)になります。このように、各地方自治体(各市町村)によって生活保護での受ける扶助(金額)が違ってきます。

～大牟田市の場合～

私達の住む大牟田市は前述でも書いたように2級地-2に当てはまります。(ちょうど都会でもなく田舎でもない中間くらいの都市といった感じでしょうか)ここで大牟田市の生活保護の基準額表をもとに簡単な計算をしたいと思います。

例：73歳の夫と68歳の妻の2人暮らしで3万円のアパートに住んでいます。2人での保護費はいくらになるのでしょうか？

第1類		単位：円
学年	年齢	基準額
	0～2	18,080
	3～5	22,790
小1～6	6～11	29,470
中1～	12～19	36,400
	20～40	34,830
	41～59	33,030
	60～69	31,230
	70歳以上	28,300

第2類			単位：円
人員	基準額	冬季加算	
1	37,570	2,670	
2	41,580	3,460	
3	46,100	4,130	
4	47,710	4,680	
5	48,110	4,860	
6	48,510	5,040	
1人増すごとに加算	400	180	

家賃		住宅維持費	
一般基準	31,600円以内	117,000円以内	
敷金等限度額	123,300円以内		

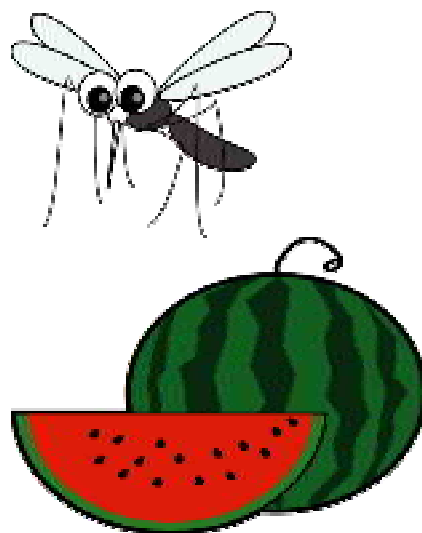
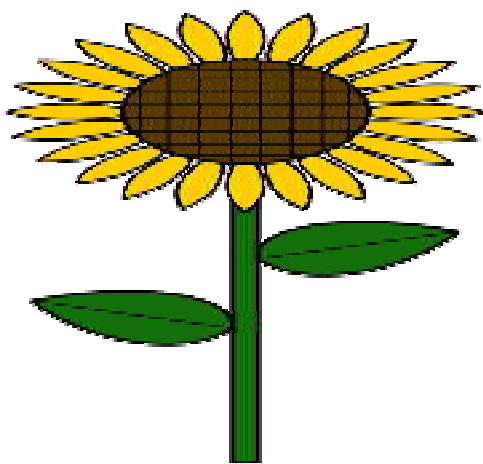
答えは 131,110 円になります。分かりましたか？生活保護は6月号にも書いたように、第1類（個人消費分）と第2類（世帯分）の合計になります。大牟田市の保護基準でいくと、この場合は第1類として73歳の夫+68歳の妻に第2類の2人世帯をプラスして家賃をたすと131,110円になるということです。

28,300円+31,230円(第1類)+41,580円(第2類)+30,000円(家賃)=131,110円

これが多いのか少ないのかは皆さんの判断ですが、保護基準のように家賃が最高でも31,600円までしかでないというのは、市営住宅などに居住している人はいいいですが、それ以外の人には辛いのではないのでしょうか？以前私も生活保護を申請した患者さんと住居を探していましたが、31,600円までの家賃なんてなかなか見つかりませんでした。本当に大変でした・・・。

そのほかにも基準額表には、教育費及び給食費(小・中・高によって異なりますが)や入院患者日用品費、障害者加算、在宅患者加算、妊婦加算、児童養育加算などいくつかの加算があります。

しかし18年度より老齢加算の廃止や19年度からは母子加算まで廃止されようとしています。また厚生労働省は来年度予算では大幅な保護費の削減を行う予定です。生活保護とは最低限の生活を維持するもので、予算や財政で決められるものではないはずですが、最近では北九州市の餓死事件などがマスコミで取り上げられています。行政機関にはもっと真剣に考えてもらいたいですね。



厚生労働省は回復期リハビリ病棟に初めて「成果方式」を導入する方針を決めました。平成20年度の次期診療報酬改定で実現を目指す予定です。今後は中央社会保険医療協議会(中医協)で個別点数などの具体化が進んでいきます。診療報酬の対象から外れた医療行為は「自由診療」扱いとなり全額患者の自己負担になる予定です。

介護福祉士の資格を持ちながら介護現場で働いていない約20万人の「潜在的介護福祉士」の職場復帰を進めるため、厚生労働省は来年度初の全国調査を行うことを決定しました。働かない理由を把握し、処遇の改善などに役立て深刻な人手不足の解消と介護の質の向上を目指すようです。

コムスの「居住系」サービスがニチイ学館に譲渡される見通しとなりました。事業移行は11月ごろの予定です。次は不祥事のないように頑張ってもらいたいですね。